

## 学校において予防すべき感染症(出席停止となる感染症)

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準	登校再開時に 必要な書類
第 1 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	【様式1】 登校許可証明書 (医師による証明)
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な 抗菌薬治療が終了するまで	【様式2】 罹患報告書 (保護者による報告)
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した 後2日を経過するまで	
	インフルエンザ(特定鳥イン フルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を 経過するまで	【様式3】 インフルエンザ経過報告書 (保護者による報告)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日を経過するまで	証明書不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認められるまで	
結核	症状により学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投 薬は出席停止に該当しない)		
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認められるまで	【様式1】 登校許可証明書 (医師による証明)
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
	その他の感染症(感染性胃腸 炎、マイコプラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が 良くなるまで	